

PCB 汚染土壌浄化施設に関する指針案に対する意見募集

環境省



土壌汚染対策法に基づく指定区域から搬出される PCB 汚染土壌を浄化施設で処理する場合は、「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 20 号)により、都道府県知事が認めた浄化施設で処理することとなっています。

PCB 汚染土壌の浄化施設を都道府県知事が認めるにあたっての留意事項を定めた指針の案が作成され、この案についての意見募集を行いました。

案の内容として、共通事項で汚染土壌の浄化等を行う施設における浄化の方法が科学的かつ合理的な原理を有していること等があげられています。

その他に、「汚染土壌に含まれる PCB を一定の温度以上に必要時間間接加熱し気相へ揮発させる又は分解する方法により除去するもの」と定義されている間接加熱方式、「汚染土壌に含まれる PCB を汚染土壌を融解する過程において分解方法により除去するもの」と定義されている融解方式、「汚染土壌に含まれる PCB を洗浄により洗浄水中に抽出し液相と土壌を分離する方法及び分級等により清浄な土壌と汚染された土壌に分離するもの」と定義されている洗浄方式についても指針案が出されています。

当社では多検体・短納期を可能とした環境中、絶縁油中の PCB を測定するシステムを確立しています。お気軽にご連絡ください。

資料 2008 年 5 月 15 日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 山下右祐